セーレン㈱によるフジパック㈱の株式取得

別紙

建材向け透湿防水シートに係る市場状況

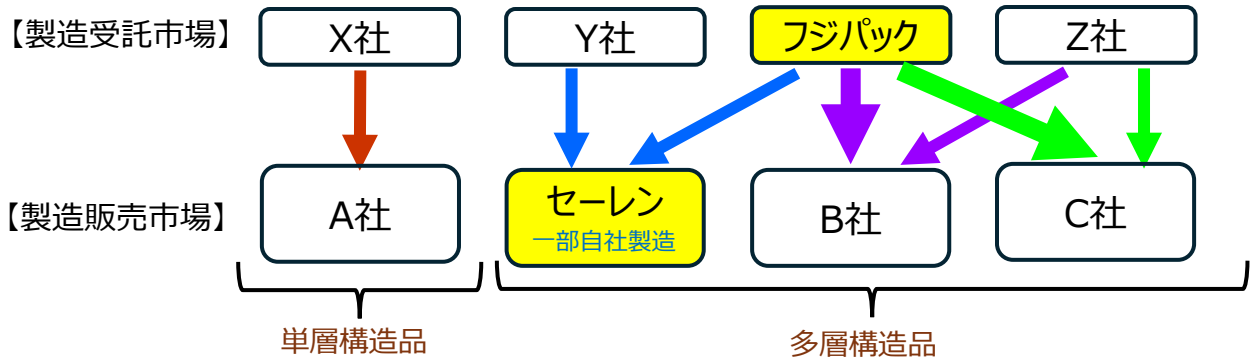

・本件行為の企業結合類型は、建材向け透湿防水シートの製造受託業を川上市場、同製品の製造販売業を川下市場とする垂直型企業結合である。
・建材向け透湿防水シートには、単層構造品と多層構造品がある。
・フジパックは、川上市場において約75%の市場シェアを有しており、セーレンは、川下市場において約20%の市場シェアを有している。
・B社及びC社は、フジパック及びＺ社に対して建材向け透湿防水シートの製造を委託しており、いずれも、大部分の製造をフジパックに委託している。

一定の取引分野

・製造販売市場：**建材向け透湿防水シートの製造販売業（日本全国）**
・製造受託市場：**建材向け透湿防水シート（多層構造品）の製造受託業（日本全国）**



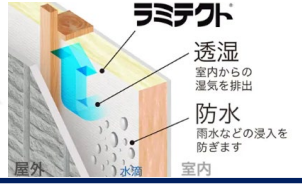

出典：
セーレンHP

競争の実質的制限の検討

・Ｂ社及びＣ社は、販売する建材向け透湿防水シートの大部分の製造をフジパックに委託しているため、フジパックから受託を拒否された場合には、事業を継続できなくなるおそれがある（**投入物閉鎖のおそれ**）。
・セーレンが、フジパックを通じてＢ社及びＣ社の技術情報等の秘密情報を入手し、自己に有利に用いた場合、セーレンの川下市場における競争力が高まる一方で、B社及びC社の競争力が減退するおそれが高まる（**秘密情報の入手により川下市場の閉鎖性・排他性の問題が生じるおそれ**）。

⇒**競争が実質的に制限されることとなるおそれがある。**

当事会社から申出があった問題解消措置

① 供給拒絶の禁止	正当な理由なく、Ｂ社及びＣ社向けの建材向け透湿防水シートの供給を拒絶しない。
② 差別的取扱いの禁止	Ｂ社及びＣ社向けの建材向け透湿防水シートの製造を受託する場合における取引条件について、差別的な取扱いを行わない。
③ 情報遮断措置	Ｂ社及びＣ社に係る非公知の情報がセーレンの建材向け透湿防水シートに係る事業に利用等されることがないよう、情報遮断措置を講じる。
④ トラスティ	監視受託者により、①から③までの措置についての履行監視及び公正取引委員会への定期報告を行わせる。

※　本件行為の実行日から５年が経過した時点において、公正取引委員会との間で、問題解消措置の継続及び変更の要否を協議するものとする。

結論

問題解消措置が講じられることを前提とすれば、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとはいえない。